

令和2年6月

第109回丹波市議会定例会議案書

※ 訴訟案件は、白ページとしています。

(P 3)

議案第63号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例

令和2年6月から11月までに支給する市長、副市長及び教育長の給料月額については、丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第44号）第3条の規定にかかわらず、市長にあつては701,000円とし、副市長にあつては628,000円とし、教育長にあつては564,000円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（有効期限）

2 この条例は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。

議案第64号

市有財産の無償貸付について（旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎）

路線バス事業者が車庫及び乗務員休憩施設として使用するため、次のとおり市有財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

1 貸付財産

(1) 土地

所在地			地目	地積 (㎡)
大字	字	地番		
柏原町柏原	北菽野	1035番3	宅地	54.89
柏原町柏原	新町端南	1057番1	宅地	843.39
合 計 (2筆)				898.28

(2) 建物

名 称	構造	階層数	延べ床面積 (㎡)
旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎	鉄筋コンクリート造	2	373.47

2 無償貸付の相手方

名 称 神姫グリーンバス株式会社
代表者 代表取締役 本間 和典
所在地 兵庫県姫路市西駅前町1番地

3 無償貸付の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第66号

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2

(4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

3 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（この項において「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染者又は感染の疑いのある者（以下「感染者等」という。）を次の各号に掲げる区域において、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、感染者等に接触して行う作業、感染者等が使用した物件の処理及びこれに準ずる作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。

（1）感染者等を収容する病院の内部

（2）感染者等を収容する宿泊施設の内部

（3）感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時における動線上の区域及びその車内

（4）前3号に掲げる区域のほか、これらに準ずる区域

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（感染者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議案第68号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市税条例の一部を改正する条例

(丹波市税条例の一部改正)

第1条 丹波市税条例(平成16年丹波市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第34条の7第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市内に主たる事務所を有する法人に対するものに限る。)

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左覧に掲げる製造たばこ」の右に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「適用基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、準用する。

第2条 丹波市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第20項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 丹波市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の右に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66

条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中丹波市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中丹波市税条例第24条第1項第2号及び第34条の2の改正規定並びに第34条の7第1項第2号の次に1号を加える改正規定並びに第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条の規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第3条中丹波市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の丹波市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2、第34条の7第1項及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の丹波市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第69号

旧慣による市有財産の使用廃止について（鴨内自治会）

兵庫県丹波市氷上町鴨内字高岬2002番3に係る旧来の慣行により使用している市有財産の旧慣を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議決を求める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

旧慣により使用している財産のうち、旧慣を廃止しようとする土地の所在地、地目及び地積

所在地			地目	地積(m ²)
大字	字	地番		
氷上町鴨内	高岬	2002番3	山林	9,520
合 計（1筆）				9,520

議案第70号

市有財産の無償譲渡について（小谷自治会）

兵庫県丹波市氷上町鴨内字高岬2002番3に係る市有財産（土地）を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

無償譲渡しようとする土地の所在地、地目、地積及び譲渡の相手方

所在地			地目	地積(m ²)	譲渡の相手方
大字	字	地番			
氷上町鴨内	高岬	2002番3	山林	9,520	小谷自治会
合 計（1筆）				9,520	

議案第71号

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に
関する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例
を次のように定める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に
関する条例

(趣旨)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により特に収入が減少し、著しく担税力が低下したと認められる者に係る国民健康保険税の減額又は免除（以下「減免」という。）については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他の法令に別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減免対象保険税額 令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税の額のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する税額をいう。
- (2) 対象保険税額 減免対象保険税額に、世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）を乗じ、当該世帯の主たる生計維持者及び世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額で除した額をいう。
- (3) 合計所得金額 法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の額とする。）の合計額をいう。

(減免)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症により、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯につき、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合に、当該納税義務者に対して課した減免対象保険税額を免除する。

2 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯につき、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号のいずれにも該当する世帯については、対象保険税額に、次の表の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。

(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

(2) 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

(3) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

3 前項の規定に該当する世帯のうち、主たる生計維持者の事業収入等の減少の原因が、事業等の廃止や失業による場合には、同項中「次の表の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合」とあるのは、「10分の10」とする。

(特例対象被保険者等の適用除外)

第4条 令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当する者については、前条の規定は適用しない。ただし、令第29条の7の2第1項の規定の適用を受けた上で、その他の事由により給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれ、かつ、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、前条第2項第2号の前年の合計所得金額を算定するときは令第29条の7の2第1項の規定の適用を受けた所得金額を用いるものとし、前条第2項の表の前年の合計所得金額を算定するときは令第29条の7の2第1項の規定の適用前の所得金額を用いるものとする。

(減額の額の端数処理)

第5条 減額の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(減免申請)

第6条 第3条の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(減免の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を納税義務者に対し通知するものとする。

(減免の取消し)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なく減免を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

(有効期限)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、令和8年3月31日まで、なおその効力を有する。

議案第72号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」の右に「（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額）」を、「0とする。」の右に「以下同じ。」を加える。

第3条第1項第1号中「（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の丹波市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第73号

小型動力ポンプ普通積載車等購入契約の締結について

小型動力ポンプ普通積載車等購入契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 物品名 | 小型動力ポンプ普通積載車等 |
| 2 | 台数 | 小型動力ポンプ普通積載車2台、小型動力ポンプ2台 |
| 3 | 契約金額 | 17,820,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,620,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 名 称 株式会社 神防社
代表者 代表取締役 辻 真一
所在地 兵庫県神戸市中央区東雲通3丁目4番3号 |

議案第74号

丹波市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市斎場条例の一部を改正する条例

丹波市斎場条例(平成16年丹波市条例第140号)の一部を次のように改正する。

第12条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第16条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年丹波市条例第3号)第3条又は第4条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第3条の規定にかかわらず、市長が斎場の管理を行うものとする。この場合において、市長は、別表に定める使用料を徴収することができる。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条を第13条とする。

第8条第2項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第7条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「第5条各号」を「第9条各号」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項ただし書中「前項第5号」を「同項第5号」に改め、同条を第11条とする。

第6条を第10条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の3条を加える。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が斎場の管理を行う期間は、5年以内とし、指定管理者の指定の際にこれを定める。ただし、再指定を妨げない。

(開館時間)

第6条 斎場の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを改

更することができる。

(休館日)

第7条 斎場の休館日は、1月1日から1月2日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

第3条の見出しを「(指定管理者が行う業務)」に改め、同条中「斎場は、その目的を達成するため」を「指定管理者は」に改め、同条第1号及び第2号中「関すること。」を「関する業務」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 斎場の使用の許可に関する業務

第3条に次の3号を加える。

(4) 斎場の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(5) 斎場の使用料の徴収に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、斎場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 斎場の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

別表中「第8条関係」を「第12条、第16条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の丹波市斎場条例第3条に規定する指定管理者の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の丹波市斎場条例第3条の規定にかかわらず、最初の指定管理者の指定開始日までの間の管理、使用料の徴収その他については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の丹波市斎場条例第4条第1項の規定により使用の許可を受けている者は、改正後の丹波市斎場条例第8条第1項の許可を受けたものとみなす。

議案第75号

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する
条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する
条例

(趣旨)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)の影響により特に収入が減少し、介護保険料の納付が困難と認められる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「被保険者」という。)に係る介護保険料の減額又は免除(以下「減免」という。)については、法その他の法令に別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減免対象保険料額 令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料の額のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する保険料額をいう。
- (2) 対象保険料額 減免対象保険料額に、世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)を乗じ、当該世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額で除した額をいう。
- (3) 合計所得金額 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合は、当該合計所得金額から介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)をいう。

(減免)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯につき、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合に、当該被保険者に対して課した減免対象保険料額を免除する。

2 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯につき、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号のいずれにも該当する場合は、対象保険料額に、次の表の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。

(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

(2) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

前年の合計所得金額	減免の割合
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

3 前項の規定に該当する世帯のうち、主たる生計維持者の事業収入等の減少する原因が、事業等の廃止や失業による場合には、同項中「次の表の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合」とあるのは、「10分の10」とする。

(減額の額の端数処理)

第4条 減額の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(減免申請)

第5条 第3条の規定により介護保険料の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(減免の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を被保険者に対し通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けた者がいると認めるときは、遅滞なく減免を取り消すものとする。

(適用除外)

第8条 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者については、この条例は適用しない。

(その他)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

(有効期限)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規

定は、令和5年3月31日まで、なおその効力を有する。

議案第76号

市道特16号線道路改良工事（その3）請負契約の締結について

市道特16号線道路改良工事（その3）の請負契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、議決を求める。

令和2年5月29日提出

丹波市長 谷口 進一

- 1 工事等の名称 市道特16号線道路改良工事（その3）
- 2 契約金額 208,274,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額18,934,000円）
- 3 契約の相手方
名称 池田建設 株式会社
代表者 代表取締役 池田 陽太郎
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松479番地の1